

宮崎市ロゴマーク等ガイドライン

令和 6 年(2024 年) 2 月 3 日 設定

令和 6 年(2024 年) 9 月 30 日 改正

令和 7 年(2025 年) 3 月 28 日 改正

ロゴマークについて

About the logo

デザインコンセプト・ロゴマークに込めた想い

宮崎市は、大正 13 年 4 月に市制を施行し、令和 6 年 4 月に 100 周年を迎えました。次の 100 年に向けたまちづくりの確かな一歩として、さらに市民に愛され、幸せや豊かさを感じられる"宮崎市"の実現を目指します。

宮崎市ロゴマークは、シンボルマークと「SMILE MIYAZAKI」のロゴタイプからなり、ロゴマーク等を通じて、まちへの愛着や誇り“シビックプライド※”の醸成を図るとともに、市制 100 周年を契機にさらに宮崎市の魅力がアピールできるデザインを意識し制作されました。

注：シビックプライドとは、「地域をより良い場所にするために、自分自身が関わっている」という当事者意識や自負心を意味する。

ロゴマーク等使用ガイドライン

Logo usage guidelines

はじめに

本ガイドラインは、宮崎市ロゴマーク（ロゴタイプを含む。以下「ロゴマーク」という。）及び宮崎市キャラクター「みやねこ」（以下「みやねこ」という。）を使用する際の使用方法について規定したものです。本ガイドラインの内容は適宜更新されますので、ご注意ください。

また、ロゴマーク及びみやねこ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用者は、本ガイドラインの内容が常に最新版であることを確認いただき、使用承認の申出フォーマットにより、本ガイドライン（2）に掲げる場合を除き、必ず使用承認を受けてから使用するようになしてください。本市からの承認のお知らせは、原則 e-mail で行います。

ロゴマークのレギュレーション（カラーと表示色）

ロゴマークは標準カラーを指定していますが、単色であればその他の色に変更して使用することも可能です。なお、グラデーションやパーツごとの塗り分けは認められません。

また、モノクロ表示の際は原則として、グレースケール版のロゴマークデザインを使用するとともに、背景が濃い色の場合は白抜きを使用してください。

【標準カラー】

プロセスカラー[CMYK]	C100 M20 Y0 K0
RGB	R0 G140 B214

ロゴマーク（通常バージョン）



ロゴマーク（100周年記念バージョン）



【モノクロ】

プロセスカラー[CMYK]	C0 M0 Y0 K100
RGB	R0 G0 B0



【白抜き（背景が濃い色の場合）】



「みやねこ」のレギュレーション（カラーと表示色）

「みやねこ」は、表示色の指定に従ってご使用ください。

【みやねこ】



	プロセスカラー[CMYK]			
	C7	M8	Y86	K0
	C0	M0	Y0	K100
	C0	M61	Y23	K0
	C0	M96	Y93	K0
	C92	M75	Y0	K0
	C7	M40	Y90	K0

ロゴマーク等の使用基準について

(1) デザイン

最小使用サイズ

印刷物で使用する場合、横 10mm 以上、Web コンテンツなどデジタル画面上で表示する場合は横 140px 以上で使用してください。（縦横の比率を変更することはできません。）

部分使用について

マーク（イラスト部）のみの使用は可能です。



使用不可の事例

形状を変更したり、加工したりすることは、ロゴマーク等の印象を損ないます。下記のような色や割合、配列など、ロゴマーク等の要素変更をしないようにしてください。

- ① サイズバランスを変更すること
- ② 要素の一部が欠けた状態で表現すること
- ③ 書体を変えること
- ④ 変形や、回転、傾けること
- ⑤ 立体的な表現や他の要素を追加すること
- ⑥ アウトラインのみで使用・表示すること
- ⑦ 影を付けること
- ⑧ グラデーションなどの効果を加えること
- ⑨ ロゴタイプ(SMILE MIYAZAKI)のみで使用・表示すること
- ⑩ 識別を損なう表示をすること

※ 使用不可の一例



× 縦横比率の変更



× 一部が欠けた状態



× 書体の変更



× ロゴタイプのみ
の使用

その他の留意点

- ・他のロゴマーク等と併記して使用する場合は同等に見えるようにしてください。
- ・カラー背景や画像、イラストにロゴマーク等を載せることは可能ですが、複雑な背景にロゴマーク等を入れる場合はロゴマーク等全体がはっきりと見えるよう常に留意してください。
- ・ロゴマーク等の使用について不明な際は、お問合せください。

(2)使用承認の申出

申出までの流れ

- ① 専用のサイトより申出の上、データをダウンロードして使用してください。
- ② ロゴマーク等の使用に当たっては、専用フォームにて使用開始の2週間前までに申出を行ってください。また申出内容を変更する場合は、改めて申出を行ってください。
- ③ ロゴマーク等の使用に当たっては、使用品等の見本または企画書の提出を請求する場合があります。
- ④ ダウンロードしたロゴマーク等のデータを、第三者へ再配布するなどの行為は禁止します。

使用承認が不要な場合

- ① 個人の楽しみの範囲で使用する場合（商用でない個人の名刺など）
- ② 報道機関が報道目的で使用する時
- ③ 国又は地方公共団体が業務で使用する時
- ④ 学校その他教育機関が教育等の目的で使用する時
- ⑤ 市の主催や共催事業など、市が関係する公共的な業務において使用する時
- ⑥ その他、市が適当と認める時

※上記の場合、使用承認は不要ですが、専用フォームでの届出は必要となります。

(3)使用の禁止・制限

- ① 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- ② 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる場合
- ③ 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
- ④ 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- ⑤ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあると認められる場合
- ⑥ 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められる場合
- ⑦ 風営法上の営業を行う者が使用、また、これらの者が商品等を販売するおそれがある場合

- ⑧ 暴力団不当行為防止法におけるの暴力団・暴力団員や密接な関係を有する者が使用するおそれがある場合
- ⑨ 市への誇りと愛着を持たない者が使用するおそれがある場合
- ⑩ キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ⑪ キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ⑫ 使用ルールブックに定めるキャラクターの仕様及び使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- ⑬ 市のプロモーションの趣旨に反するおそれがある場合
- ⑭ その他、市長が不適當と認める場合

(4)使用責任

- ・ロゴマーク等の使用は使用者の責任のもとで正しく使用してください。
- ・ロゴマーク等の使用が認められる場合であっても、本市は使用者や使用者の商品・サービス等について推奨や保証を行うものではありません。
- ・ロゴマーク等が使用された媒体やその内容、本ガイドラインに反するロゴマーク等の使用、その他、個々のロゴマーク等の使用に置ける不利益等については、本市は一切の責任を負いかねます。

(5)知的財産権

- ・ロゴマーク等に関する著作権など一切の知的財産権は本市に帰属します。
- ・ロゴマーク等の不正使用又は本ガイドラインに反する使用により、本市のロゴマーク等にかかる知的財産権が侵害された場合、差止請求や損害賠償請求等の法的措置を講じる場合があります。

(6)商標登録番号

- ・第 6859238 号 文字商標「みやねこ」
- ・第 6859239 号 ロゴマーク
- ・第 6859240 号 キャラクター「みやねこ」

その他

(1)本ガイドラインの改定について

- ・本ガイドラインは本市が事前の予告なく改定することがあります。
- ・本ガイドラインが改定された場合は改定後のガイドラインに従っていただきます。

問い合わせ先

Contact information

宮崎市総合政策部 秘書課 広報広聴室

〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番1号

電話：0985-21-1705

メール：01kouhou@city.miyazaki.miyazaki.jp